

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

株式会社南日本銀行（証券コード:8554）

【据置】

長期発行体格付	BBB
格付の見通し	安定的

■格付事由

- (1) 鹿児島県を主要営業地盤とする資金量約7,400億円の第二地方銀行。県内では約1割の預貸金シェアを確保している。収益性が比較的良好であることに加え、従前よりも資本が積み上がっていることから格付は据え置いた。しかし、資本の充実度や貸出資産の質には改善の余地が大きく、近年はコア業務純益が速いペースで減少している。今後、十分な与信費用控除後収益を確保し、資本の充実度を改善させられるか注視していく。
- (2) ROA（コア業務純益ベース）は0.4%弱と比較的良好であるが、収益の改善に貢献してきた預かり資産販売の縮小で役務取引等収支がマイナスに転じたことを主因として、16/3期に47億円であったコア業務純益は18/3期に29億円まで落ち込んだ。また、18/3期は不動産賃貸業向け貸出などへの積極的な取り組みを控えたこともあって貸出金平残が前期を下回り、これまで横ばいで推移してきた貸出金利息がやや減少した。当行の貸出金利回りは高く、低下幅も小さく抑えられており、当面は与信費用を上回る水準のコア業務純益を確保可能とJCRはみているが、損失に対する吸収力は以前に比べ低下している。地元企業の売上改善支援を通してミドルリスク先向けなど利回りの高い貸出のボリュームを拡大し、与信費用を抑えつつ収益力を回復させられるかに注目している。
- (3) 18年3月末の金融再生法開示債権比率は6.07%（部分直接償却は実施していない）と高い。18/3期の与信費用は10億円程度と前期比6億円減少しており、過去の水準と比較すると最近は落ち着いている。しかし、総与信に占める分類債権額の割合が高いことや、その他要注意先以下に未保全額が大きな先が少なくないことなどから、今後も与信費用の動向には注意する必要がある。有価証券運用においては総資産対比で残高が少ないこともあり、リスクは抑えられている。
- (4) 18年3月末の連結コア資本比率は8.32%。公的優先株式などを除いた調整後連結コア資本比率でみると、格付「BBB」の地銀の中で見劣りしている。収益力の低下に加え、リスクアセットの拡大により、調整後連結コア資本比率は改善しにくくなっている。与信費用の水準によっては今後、内部留保の蓄積が進まない可能性がある。

（担当）阪口 健吾・松澤 弘太

■格付対象

発行体：株式会社南日本銀行

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	BBB	安定的

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2018年6月1日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：松村 省三
主任格付アナリスト：阪口 健吾
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2014年11月7日)、「銀行等」(2014年5月8日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) 株式会社南日本銀行
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCR は、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCR に対して直近 1 年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO 登録状況

JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル